

自治区制度廃止後のまちづくりについて

令和 2 年 9 月、「浜田市協働のまちづくり推進条例」が浜田市議会の議決を得て、令和 3 年 4 月から施行することとなりました。

条例では、これまでの「浜田那賀方式自治区制度」の良いところを引き継ぎ、「個性あるまちづくり」と「一体的なまちづくり」のバランスを意識しながら、「全ての人が一体となった持続可能で元気な浜田」を目指すこととしています。

新たな条例のもと、次のとおり「新たな住民主体のまちづくり」に向けて取り組んでまいります。

新たな住民主体のまちづくりについて

- (1) 本市の協働のまちづくりの理念や仕組みを明確にした「浜田市協働のまちづくり推進条例」を令和 3 年 4 月に施行し、住民周知に努めていきます。
- (2) 中山間地域の課題解決のため、5 年間で 10 億円の枠を設け、地域の個性あるまちづくりに向けた取組を行います。
- (3) 各地域の地域協議会を引き続き設置します。
- (4) 公民館をまちづくりセンターとし、協働のまちづくりと社会教育を推進します。
- (5) まちづくり総合交付金や地区まちづくり推進委員会設置要綱等の検証を行います。

詳細な取組につきましては、以下のとおりとします。

<p>① 自治区制度</p>	<p>◆これまでの制度の良いところを引き継ぎ、市民等と市が共に考え、行動し、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現を図ることを目的に、「浜田市協働のまちづくり推進条例」を制定しました。</p> <p>(1)自治区設置条例の廃止 ・令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止</p> <p>(2)浜田市協働のまちづくり推進条例の制定 ・令和 3 年 4 月 1 日施行</p>
<p>② 自治区長</p>	<p>◆自治区設置条例の廃止に合わせ、令和 3 年 3 月 31 日まで。</p> <p>◆支所長（一般職）は継続して配置する。</p> <p>◆自治区長の役割</p> <p>(1)自治区長の役割は、支所長が引き継ぐ。</p> <p>(2)地域協議会へは、市長の年 1 回以上の出席、副市長及び関係部長の出席により、地域の声を把握できる体制を整える。</p> <p>(3)防災に関することについては、基本的に支所長対応とし、大規模な災害の発生時は副市長が対応する。</p>

<p>③ 地域協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆現行どおりの体制により地域協議会は引き続き設置する。 ◆役割は以下のとおりとする。 <p>(1)地域協議会は、当該地域に係る以下の施策等について調査審議し、市長に意見を述べるができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合振興計画その他これに準ずる計画の進捗状況に関する事項 ○中山間地域振興対策に関する事項 ○一体的なまちづくりに関する事項 ○市の重要施策に関する事項 ○その他地域協議会が必要と認める事項 <p>(2)市長は地域協議会での意見を尊重し、施策等への反映に努める。</p>
<p>④ 予算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域振興基金は、自治区制度の終了に合わせて令和3年3月31日までとし、以降は、まちづくり振興基金の中に5年間で総額10億円の中山間地域振興枠を創設し、中山間地域への支援を行う。 ◆まちづくり総合交付金は、制度を見直し継続する。 ◆各支所長の判断で使える緊急的な維持補修等の予算（各支所概ね年間500万円程度）は継続して確保する。
<p>⑤ 地区まちづくり推進委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域のまちづくりの中心的な役割を担う。 ◆地区まちづくり推進委員会を中心としたまちづくりが全市に広まるよう、引き続き設立を促進する。
<p>⑥ 支所機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆役割・体制ともに現状を維持する。
<p>⑦ 協働のまちづくり推進条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆周知・啓発 <p>(1)概要版等を用いて、各種団体への説明会を実施する。</p> <p>(2)CATVやホームページ等を活用する。</p> <p>(3)市職員に対する研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆検証 <p>(1)令和3年度中に策定を進める総合振興計画後期基本計画の中に推進計画を策定する。</p> <p>(2)検証体制は総合振興計画審議会とし、部会の設置を検討する。</p> <p>※ 検証体制のメンバーについては条例の策定に携わった人が関わるよう配慮する。</p>
<p>⑧ 公民館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆公民館をまちづくりセンターへ移行する。 <p>(1)まちづくりセンター条例を制定する。</p> <p>(2)社会教育や生涯学習の推進というこれまでの役割に加え、協働のまちづくりを推進する役割をもたせる。</p> <p>(3)まちづくりセンター移行に際し、職員体制及びセンター活動費の充実を図る。</p> <p>(4)各地域（現自治区）にまちづくりコーディネーターを配置し、まちづくりセンターや地区まちづくり推進委員会等の活動を支援する。また、まちづくりコーディネーター同士の情報共有を密に行いながら、必要に応じて特定の地域へ重点的に支援を行うなど、柔軟な体制を構築する。</p>